



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 (") 4

【教委訓令】

島根県教育庁等公印規程の一部改正 (教育庁総務課) 5

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第3号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項の表中「置く学校」の次に「及び校長が他の学校を兼務する学校」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第26条の3の2 条例第5条第1項に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員（同表の適用を受ける再任用教職員を除く。）のうち、その職務の級が4級である者（以下この条において「特定教育職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあつては、特定教育職員となった日）以後の管理職手当の月額は、前条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第3の1の部中 「

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了

 を

「

(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
(2) 上記に相当すると県教育委員会が認める学歴免許等の資格

 に改め、「又は」の次に「薬学若しくは」を加える。

別表第7の2のアの表中 「

66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
68
68
69
69
69
69
70

 を 「

65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
69

 に改める。

70	69
70	69
70	70
71	70
71	70
71	71
71	71
72	71

58	57
58	58
58	58
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59
60	59
60	59
60	60
61	60

別表第7の2のウの表中 を に改める。

別表第9の3の4級の項中「12,800円」を「12,700円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける教育職員については、この表に定める調整基本額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を調整基本額とする。

別表第9の4中「同 法吉小学校」を削り、「同 神戸川小学校」を「同 神戸川小学校 北陽小学校」に改める。

別表第9の5中「同 雑賀小学校」を「同 法吉小学校」に改め、「同 北陽小学校」を削り、「同 宍道中学校」を「同 宍道中学校 八束中学校」に改める。

別表第10中「同 五箇学校給食センター」、「雲南市立吉田小学校民谷分校」、「同 大代小学校」、「川本町立三原小学校」、「同 木部中学校」及び「同 畑迫小学校」を削る。

別表第10の3中「同 高山学校給食共同調理場」を削り、「川本町立川本西小学校」を「川本町立川本小学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日前に55歳に達した教育職員に関する読替え)
- 平成24年4月1日前に55歳に達した教育職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第26条の3の2の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「市

町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成24年島根県教育委員会規則第3号）の施行の日（「と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（管理職手当に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第4号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「特定教職員」を「複数事由該当教職員」に改め、「受ける給料月額」の次に「（市町村立条例附則第9項本文の規定の適用を受ける教育職員（以下この条及び次条において「特定教職員」という。）にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第2号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第3号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第4号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同条第2項中「特定教職員」を「複数事由該当教職員」に改め、「給料月額」の次に「（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「平成27年3月31日までの間」を、「相当する額」の次に「（特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加える。

第5条第1項中「受ける給料月額」の次に「（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同条第3項中「受ける給料月額」の次に「（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第3の左欄

に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第1号**

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育庁等公印規程（平成23年島根県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

別表第1室長印の項を削る。

別表第2に次の2号を加える。

- (7) 臨時的職員取扱要領（昭和38年4月1日付け島教総第5号）に基づく臨時的任用通知書及び臨時的任用期間更新通知書
- (8) 非常勤嘱託取扱要領（平成5年3月12日付け島教総第478号）に基づく辞令書

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。